

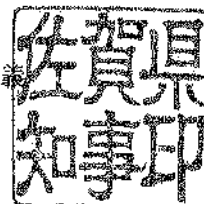
産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県唐津市相知町大野337番地

氏 名 株式会社タナカ産業
代表取締役 田中 浩二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和3年（2021年）10月13日

許可の有効年月日 令和8年（2026年）10月12日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破 砕	木くず 以上1種類
切 断	木くず 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

種 類	破碎施設（固定式及び移動式）	切断施設（固定式及び移動式）
産業廃棄物の種類	木くず	木くず
設置場所	唐津市相知町大野字セセリ谷284番、286番1	
設置年月日	平成28年12月27日（位置変更） （当初設置年月日：平成28年10月13日）	平成28年9月25日
処理能力	196t/日（8時間）	3.3t/日（8時間）
許可年月日	平成28年12月13日（変更許可）	
許可番号	佐賀県指令28循環第13号	

3. 許可の条件

県内で移動して処理をする際には、排出事業所敷地内に限ること。

破碎施設については、隣地との敷地境界から7m以上離して設置すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年10月13日 更新許可 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有